

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	福祉医療関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、福祉医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和7年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	福祉医療関係事務
②事務の概要	・秋田県福祉医療費補助金要綱並びに能代市福祉医療費支給要綱及び能代市福祉医療費支給事務取扱要綱に基づき、一定の所得要件等を満たす家庭の乳幼児・小中高生等、ひとり親家庭の児童生徒等、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者を対象に、医療費の自己負担の全額助成を行う、福祉医療費支給事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 能代市福祉医療費支給事務
③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、EUCシステム、伝送通信ソフト(※) ※) 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
福祉医療事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第2の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2の1の項 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第3条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 市民保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	利用までに制定する条例に規定する	・番号法第9条第2項 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	事後	
平成27年12月25日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成28年4月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	特定個人情報保護委員会規則第3号 第2条	個人情報保護委員会規則第3号 第2条	事後	法改正に準じた
平成29年5月18日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・秋田県福祉医療費補助金要綱並びに能代市福祉医療費支給要綱及び能代市福祉医療費支給事務取扱要綱に基づき、一定の所得要件等を満たす家庭の乳幼児・小学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害（児）者を対象に、医療費の自己負担の全額または一部の助成を行う、福祉医療費支給事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 能代市福祉医療費支給事務	・秋田県福祉医療費補助金要綱並びに能代市福祉医療費支給要綱及び能代市福祉医療費支給事務取扱要綱に基づき、一定の所得要件等を満たす家庭の乳幼児・小中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害（児）者を対象に、医療費の自己負担の全額または一部の助成を行う、福祉医療費支給事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 能代市福祉医療費支給事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・秋田県福祉医療費補助金要綱並びに能代市福祉医療費支給要綱及び能代市福祉医療費支給事務取扱要綱に基づき、一定の所得要件等を満たす家庭の乳幼児・小中学生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者を対象に、医療費の自己負担の全額または一部の助成を行う、福祉医療費支給事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 能代市福祉医療費支給事務	・秋田県福祉医療費補助金要綱並びに能代市福祉医療費支給要綱及び能代市福祉医療費支給事務取扱要綱に基づき、一定の所得要件等を満たす家庭の乳幼児・小中学生、高校生等、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者を対象に、医療費の自己負担の全額または一部の助成を行う、福祉医療費支給事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 能代市福祉医療費支給事務	事後	
令和3年9月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・個人情報保護委員会規則第3号 第2条	・番号法第19条第9号 ・個人情報保護委員会規則第3号 第2条	事後	
令和7年1月30日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・秋田県福祉医療費補助金要綱並びに能代市福祉医療費支給要綱及び能代市福祉医療費支給事務取扱要綱に基づき、一定の所得要件等を満たす家庭の乳幼児・小中学生、高校生等、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者を対象に、医療費の自己負担の全額または一部の助成を行う、福祉医療費支給事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 能代市福祉医療費支給事務	・秋田県福祉医療費補助金要綱並びに能代市福祉医療費支給要綱及び能代市福祉医療費支給事務取扱要綱に基づき、一定の所得要件等を満たす家庭の乳幼児・小中高生等、ひとり親家庭の児童生徒等、高齢身体障害者及び重度心身障害(児)者を対象に、医療費の自己負担の全額助成を行う、福祉医療費支給事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 能代市福祉医療費支給事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	8.人手を介在させる作業	(新規)	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、福祉医療関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人情報のデータベースへの入力	事後	
令和7年1月30日	9. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和7年1月30日	11.最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	9)従業者に対する教育・啓発 十分である 能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、下記の対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ・毎年度、特定個人情報を取り扱う職員を事務取扱担当者として指定し、報告すること。 ・各課等の長を情報保護管理者として事務取扱担当者の適切な監督を行うこと。 ・研修計画を策定し、情報保護管理者や事務取扱担当者等に対して研修を行うこと。 また、受講確認を行い、全ての対象職員が受講するための措置を講じていること。 ・庁内で漏えい等の事案が発生した場合、再発防止の周知等を行うこと。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、福祉医療関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人情報のデータベースへの入力	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、福祉医療関係事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人情報のデータベースへの入力 上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ・システム開発の責任者及び作業者が使用するIDは市側で管理し、アクセス権限を設定することで、作業範囲を超えた操作ができないよう制御するとともに、開発完了後は開発用IDを削除する。 ・移行作業に用いる電磁的記録媒体に格納したファイルについては、暗号化を施すとともに、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を消去又は返還させる。	事前	
令和7年8月19日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条	・番号法第9条第2項 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 別表第2の1の項	事後	
令和7年8月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第9号 ・個人情報保護委員会規則第3号 第2条	・番号法第19条第9号 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2の1の項 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第3条第1項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月19日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月30日 時点	事後	
令和7年8月19日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月30日 時点	事後	
令和8年1月13日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉医療システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム	福祉医療システム、中間サーバーコネクタ、宛名・納付システム、EUCシステム、伝送通信ソフト(※) ※) 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事前	